

## 特許出願の審査手続の流れ

**POINT** 特許と特許出願は異なる。  
特許出願は必ず審査されるわけではない。

ライバル企業のカタログを見ていたところ、「PAT」  
「PAT.P」と記載されています。どういう意味ですか？

「PAT」はPatent、すなわち特許を取  
得しており、特許を侵害している者に法  
的手段をとることができる状態であるこ  
とを意味します。「PAT.P」はPatent  
pending、すなわち特許出願中であり、ま  
だ権利化されておらず、すぐに法的手段  
をとることができる状態ではありません。

**出願** 出願とは特許庁に申請書類を  
提出することを言います。これで「PA  
T.P」ということになります。

**出願公開** 出願から1年6ヶ月を経  
過すると、原則として出願された内容が  
公開されます。

**審査請求** 特許出願は申請書類を  
提出しただけでは審査されません。出願  
とは別に審査請求を行って、はじめて審  
査が行われます。審査請求は出願後、3  
年以内であればいつでも行うことができ  
ます。この3年間に審査請求期間といい、  
審査請求期間内に審査請求を行わない  
と、その出願は取り下げられたものとみ

なされます。従って、「PAT.P」ではな  
くなります。

3年以内に審査請求を行う率、すな  
わち審査請求率は50%強で、言い換えれ  
ば50%弱の出願が審査を受けないので  
す。折角出願したのに審査を受けないの  
は勿体ないと思われる人もいるかもしれ  
ませんが、たとえば、出願後3年を経過  
するまでに、出願対象の技術が旧式なも  
のとなつて、もはや特許取得が必要なく  
なることもあるのです。

**特許査定** 審査請求を受けて、審査  
官は出願の内容を審査し、審査にパスす  
ると特許査定が送られてきます。そし  
て、出願人が特許料を納付すれば特許  
が付与されて、「PAT」になります。

**特許異議申立** 特許公報を見て異  
議がある人は特許異議申し立てをする  
ことができます。

**権利満了** 特許は特許料を納付し  
続けられ出願日から20年間継続します

が、途中で特許料の納付をやめることも  
できます。たとえば、特許料を10年分納  
付したところでやめて、特許を消滅させ  
ることも可能です。不要になった特許につ  
いてまで特許料を払い続けるのは無駄な  
ので、保有している特許が本当に必要な  
ものであるか否かの見直しが必要です。

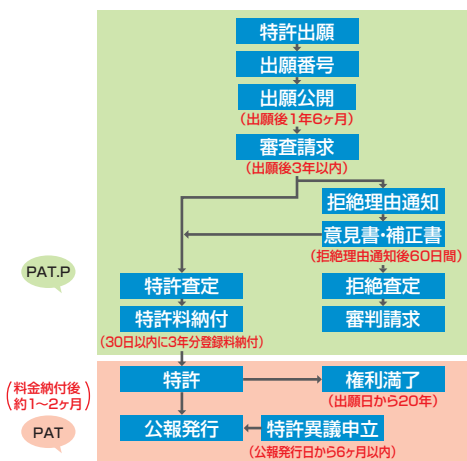
**拒絶理由通知** 審査の結果、特許を  
付与できないということになると拒絶理  
由通知が送られてきます。

**意見書・補正書** 拒絶理由通知を受  
け取った出願人は、審査官の考えに反論  
する意見書や出願内容を当初の範囲で  
やりくりする補正書を提出して反論す  
ることが可能です。意見書や補正書を読  
んで、審査官が考えを変えれば前記した  
特許査定が送られてきます。

**拒絶査定** 意見書等を提出しても  
審査官の考えが変わらない場合には拒  
絶査定が送られてきます。この拒絶査定  
に不服である場合は審判請求を行うこ  
とができます。審判で争っている間は「P  
A.T.P」ということになります。審判で  
争わない場合には拒絶査定が確定し、こ  
のようにになると「PAT.P」ではなくなり

ます。

ライバル企業の出願が「PAT.P」であ  
るのか「PAT」であるかを正確に把握す  
るためには専門家に相談すべきであり、  
素人判断は禁物です。



### 回 答



吉川国際特許商標事務所  
弁理士  
静岡商工会議所・専門相談員  
吉川晃司 さん